

町内会福祉活動推進事業実施要綱

第1条 目的

近年の大規模災害においては、公的な支援だけでは対応できず、私たち住民自らの取り組みが必要となってきています。

そして、私たちの住むこの地域には、日頃の生活に一番身近な町内会活動におけるお互いの支え合いが緊急時、災害時の体制問題に一層重要となってきます。

ひとり暮らしの高齢者の孤独死などのない社会、子供からお年寄りまで地域連帯にあふれた潤いある地域社会づくりをすすめるためには、地域福祉に対する住民の意識啓発、そしてひとり暮らしの高齢者等の要援護者にとって、身近な近隣住民による支援活動の展開こそが、これから最も大切になっています。

そこで、要援護者が居住する町内会等（以下、「町内会、地区連合会」を言う。）における福祉活動や健康を守り高めあう活動の促進をはかり、地域連帯にあふれた豊かな地域社会づくりを目指すことを目的として、町内会等での事業活動を支援します。

第2条 活動の目標

町内会等のひとり暮らしの高齢者や高齢者を介護する家族、障害者等の要援護者に一番身近な町内会等において、要援護者の「発見」「声かけ」「助けあい活動」を実践し、誰もが安心して住みよいまちづくりを目標とします。

第4条 活動の対象者

町内会等が取り組む活動の対象者は、高齢者や高齢者を介護する家族、障害者等とします。

第5条 活動の推進

- (1) 町内会等は、組織内に福祉活動を担当する部門を明確にして、関係機関、団体等と連携を図り援護活動を推進します。
- (2) 社会福祉協議会は、この活動を推進するために、次の事業を行ないます。
 - ア 町内会等が、活動展開に必要とする関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
 - イ 町内会等が計画する研修会、講習会の開催に関する
 - ウ 活動の普及に必要なパンフレット、資料等の配布に関すること。
 - エ 町内会等に対する活動費の助成。

第6条 町内会等の活動内容

活動に対する助成をうける町内会等については、下記に掲げるすべてについて取り組むこととします。

ア 町内会たすけあいチームづくり

町内会等のひとり暮らしの高齢者、障害者等が安心して生活していくため、町内会の役員、福祉委員、民生委員、近隣の人たちがメンバーとなり、緊急時に対応できるたすけあいの組織づくりをします。そのための連絡会議、学習会などを開催することも該当となります。

イ 緊急時の連絡網づくり

町内会等のひとり暮らしの高齢者、障害者等の緊急時に対応するため、近隣の人がすぐ駆けつけたり、地域包括支援センター、利用する介護サービス事業所、民生委員に連絡したりする連絡網をつくります。

ウ 町内ひとり暮らしの高齢者マップ調査

町内会等のひとり暮らしの高齢者、障害者等の要援護者世帯を調査して、地域で見守る体制づくりをすすめていきます。

エ 除排雪活動

町内会の若い人たちを中心とした除雪班等の結成により、高齢者夫婦世帯、ひとり暮らしの高齢者、障害者等を対象に除雪活動を実施し、冬を安心して地域で生活できるようにします。

第7条 活動助成を受ける留意事項

本要綱に基づき助成をうけて活動する町内会等においては、町内会等における事業計画に本活動の主旨を盛り込み実施する事業とし、下記の記載事項に留意ください。

ア 当該地域の高齢者や高齢者を介護する家族、障害者等に対する援護活動、そのための啓発、普及にかかわる実践活動であること。

イ 既存事業であっても、本活動の主旨を盛り込んで実施する事業であること。

ウ 事業は、毎年継続的に実施される事業であり、活動を行なうための基盤整備や組織化が見込まれる事業であること。

エ 本要綱における助成金を他の組織へ助成しないこと。

オ 助成金の使途は、飲食費（会議等のお茶、菓子、講師の弁当代、食材料費を除く）は、助成対象外とする。

第8条 活動費の助成

(1) 本活動の主旨を盛り込んだ事業を実践する町内会等に対し、予算の範囲内で活動費の助成を行ないます。

(2) 対象町内会等は、毎年新規地域5地域とします。

- (3) 活動費は単年度とし、助成限度額は30,000円とする。なお、同じ町内会等への継続助成をいたしません。
- (4) 北海道町内会連合会の「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動」の指定を受けて、事業を実施する町内会等は除外いたします。

第9条 事務処理

助成金の事務処理に関しては、この要綱に定めるもののほか、中標津町社会福祉協議会助成金交付規程の定めるところによる。

附則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。